

# 国民健康保険特定健康診査

## 後期高齢者健康診査について

市民課保険年金係 TEL 25-1148  
三重県後期高齢者医療広域連合 TEL 059-221-6884

糖尿病などの生活習慣病の

早期発見と健康管理のため、特定健康診査および後期高齢者健康診査を7～11月の期間で実施します。年に一度の大切な健康診査です。現在通院中のかたも、治療の検査では見つからない異常が健康診査で発見される場合もありますので、かかりつけ医に相談のうえ、ぜひ受診してください。

### ○特定健康診査

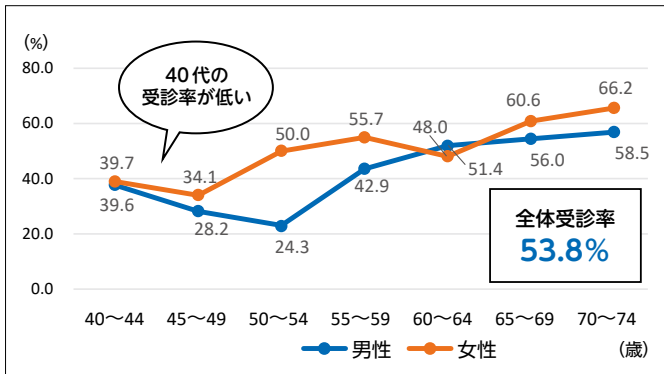
**対象者** 国民健康保険加入者で、年度内に40～74歳（一部75歳）になるかた

**受診方法** 予約が必要な場合がありますので、受診の前に医療機関へ問い合わせてください。

**持ち物** マイナ保険証または資格確認書など、受診券、質問票

※受診券などは6月末に送付します。鳥羽市国民健康保険事業の人間ドックを受診するかたには受診券は送付されません。

～令和6年度特定健康診査受診率～



### 受診期間

7月1日(水)～11月30日(月)  
※75歳の誕生日を迎えるかたは誕生日の前日までです。

### 自己負担額

無料

**その他** 国民健康保険の特定健康診査を受診せずに、会社などの健康診査や自身で人間ドックを受診されるかたは、健診結果を市民課へ提出して

ください。

一人でも多くのかたに受診してもらうため、過去の健診結果を分析し、受診勧奨通知を送付します。また、受診が確認できないかたには、市が委託したジェイエムシー(株)から電話をかける場合がありますので、ご協力をお願いします。

### ○後期高齢者健康診査

**対象者** 8月末までに後期高齢者医療制度の加入者となるかた

### 受診券の送付

受診券は、三重県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に送付します。ただし、75歳の誕生日を5～7月に迎えるかたは8月中旬に、8月に迎えるかたは9月中旬に送付します。

### 自己負担額

無料

※受診方法・持ち物・受診期間については、特定健康診査と同様です。

## 国民年金の保険料の免除・猶予制度

市民課保険年金係 TEL 25-1128  
伊勢年金事務所 ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

- 全額免除・一部免除制度
- 納付猶予制度

表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。(※1)

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきますので注意してください。また保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときに障

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除(※1)	納付猶予	①学生納付特例	②法定免除	③産前産後免除	未納
受給資格期間に算入されるか?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	○ されます	○ されます	○ されます	× されません
年金額に反映されるか?	○ されます	○ 2分の1が反映されます	△ 免除割合に応じて反映されます	× されません	× されません	○ 2分の1が反映されます	○ されます	× されません

※①②③はその他の免除申請です。くわしくは、右記二次元コードより確認してください。



①学生免除



②法定免除



③産前産後免除

※日本年金機構のホームページでは、国民年金制度についての動画を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構ホームページ

害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難なときは各種申請をしましょう。